

神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が行う介護福祉士・社会福祉士修学資金（以下「修学資金」という。）貸付事業に必要な事項を定める。

(目的)

第2条 この事業は、介護福祉士・社会福祉士の資格取得のための修学資金を貸付け、将来、神奈川県内において介護福祉士又は社会福祉士の所定の業務に従事する有能な人材を育成・確保することを目的とする。

(貸付対象)

第3条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成校（以下「養成校」という。）に在学する者を貸付対象とする。

2 ハローワークが行う「介護福祉士訓練」受講者等他制度利用者は対象にはならないものとする。

(貸付期間、種類及び月額)

第4条 修学資金の種類及び月額は次のとおりとする。

(1) 介護福祉士・社会福祉士は月額3万円

(2) 介護福祉士は月額5万円

(3) 介護福祉士・社会福祉士のうち希望者は入学準備金20万円・就職準備金20万円

ただし、社会福祉士短期養成校に在学する者は入学準備金又は就職準備金のいずれかに限る。

2 介護福祉士における貸付月額は申請時に前項第1号又は第2号のいずれか一つを選択するものとする。

3 修学資金の貸付期間は、養成校を卒業する日の属する月までとする。ただし、養成校の正規の修業年限に相当する月数を限度とする。

4 修学資金は無利息とする。ただし、延滞利息を除くものとする。

(申請)

第5条 修学資金の借受を希望する者（以下「申請者」という。）は、修学資金貸付申請書（様式1）を記入のうえ、在学する養成校に提出するものとする。

なお、県外に所在する養成校に在学する者は住民票の抄本を添付しなければならないものとする。

2 養成校の長は、申請者に推薦状（様式2）を作成するものとする。

3 養成校の長は、申請者ごとの、修学資金貸付申請書（様式1）及び推薦状（様式2）を取りまとめのうえで、本会に提出するものとする。

(審査及び貸付決定の通知)

第6条 本会会長は、前条の書類が提出されたのち、所定の時期までに審査を行い、貸付の可否を決定する。

2 本会会長は、前項の貸付可否の内容について、その内容を当該申請者に通知するものとする。

(連帯保証人)

第 7 条 申請者は申請時に連帯保証人を用意しなければならない。

- 2 連帯保証人は成年の者で独立の生計を営むものでなければならない。この場合において、申請者が未成年であるときは、連帯保証人は原則として法定代理人とする。法定代理人と異なる場合は、養成校がその理由を把握し、推薦状に記載するものとする。
- 3 連帯保証人は、住民票と印鑑証明書を本会会長に提出するものとする。
- 4 借受が決定した後、連帯保証人を変更しようとするときは、第 6 条の手続きにより貸付が決定した者（以下、「借受者」という。）が住所・氏名・勤務先変更届（参考様式 3）を届け出、本会会長の承認を受けなければならない。

(誓約書及び口座振込)

第 8 条 借受者は、連帯保証人とともに誓約書（様式 3）を提出しなければならない。

- 2 本会会長は、借受者及び連帯保証人より誓約書が提出されたときは、当該貸付決定に係る修学資金を分割交付する。
- 3 修学資金の交付は銀行口座振込によることとし、借受者が養成校に在学していることを確認した後、借受者の口座に直接振込むこととする。
- 4 借受者は振込口座依頼書（様式 4）により借受口座を指定するものとする。また、振込口座依頼書は誓約書の提出にあわせて提出するものとする。

なお、口座の変更の希望がある場合には、借受者が本会会長に申し出るものとする。

(貸付契約の解除及び貸付の休止)

第 9 条 借受者が資金貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- 2 借受者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学等届（様式 5）を本会会長に提出しなければならない。この場合、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月までの間、貸付を休止する。
- 3 借受者が貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還)

第 10 条 借受者が、次の各号の一に該当する場合（他種の養成校等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）は、貸付を受けた修学資金を返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 当該養成施設等を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士登録もしくは社会福祉士登録せず、県内において、別表に定める介護・相談援助等の業務に従事しなかったとき。
- (3) 県内において別表に定める介護・相談援助等の業務に従事しなくなったとき。
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事しなくなったとき。

(債務の返還方法)

第 11 条 返還の方法は、借り受けた修学資金の均等額を、月賦、4 分の 1 年賦、半年賦、一括のいずれかによるものとする。ただし、いつでも繰上償還することができる。

- 2 返還免除対象に該当しない場合には、貸付期間の 3 倍の期間以内に、原則として、本会が指定する口座への振込みにより返還しなければならない。
- 3 修学資金を返還しなくなってきた者は、修学資金借用証書（様式 6）と修学資金返還明細書（様式 7）を本会会長に提出しなければならない。
- 4 修学資金返還明細書に記載した返還方法を変更するときは、あらかじめ本会会長に届け出て承認を得なければならない。

(債務の当然免除)

第 12 条 借受者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、修学資金の返還債務を免除するものとする。

- (1) 養成校を卒業した日から 1 年（国家試験に不合格になった場合には 2 年）以内に介護福祉士等の資格登録をし、神奈川県内（国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。また、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県及び福島県に限る。）も対象とする。）において、介護福祉士及び社会福祉士受験資格の対象となる介護・相談援助等の業務又は当該施設の長の業務に従事し、以後 5 年間（入学時に離職して 2 年以内の 45 歳以上の中老年の場合は 3 年間）引き続き（他種の養成校等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受者の意思によらず、神奈川県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入する。

- (2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(債務の裁量免除)

第 13 条 借受者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める範囲内において、返還期日が到来していない修学資金の債務の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったとき。
 - (2) 貸付を受けた期間以上第 12 条第 1 項第 1 号に規定する業務に従事したとき。
- 2 前項第 2 号に該当する場合の免除することができる債務の額の計算方法については、別に定めるものとする。

(返還の当然猶予)

第 14 条 借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事情が継続している間、修学資金の返還を猶予することとする。

- (1) 修学資金の貸付を終了された後も引き続き当該養成校に在学しているとき。
- (2) 介護福祉士に係る養成校に在学中の借受者であった者が社会福祉士に係る養成校に在学しているとき、又は社会福祉士に係る養成校に在学中の借受者であった者が介護福祉士に係る養成校に在学しているとき。

(返還の裁量猶予)

第 15 条 本会会長は、借受者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事情が継続している間、修学資金の返還を猶予することができる。

- (1) 県内において所定の介護福祉士等の業務に従事しているとき。
- (2) 被災・心身の故障その他特別の事情により修学資金の返還が困難であると認められるとき。

(債務免除及び返還猶予手続き)

第 16 条 借受者が、修学資金の返還債務の免除又は返還猶予の申請をしようとするときは、修学資金返還免除申請書（様式 8）又は修学資金返還猶予申請書（様式 9）を会長に提出しなければならない。なお、第 15 条第 1 項第 1 号に該当するときは、業務従事届（様式 10）をあわせて会長に提出しなければならない。

- 2 本会会長は、前項の書類を受理したときは速やかに審査を行い、その結果を、修学資金返還免除承認通知書又は修学資金返還猶予承認通知書を借受者に送付する。
- 3 不相当の場合は、その旨を借受者に通知する。

(延滞利息の徴収)

第 17 条 借受者が正当な理由無く、第 11 条第 2 項に定める期間以内に返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.5%の割合（平成 26 年 1 月 1 日以降の期間に対応する延滞利息については、当分の間の措置として、特例基準割合に年 7.3%を加算した割合を適用する。）で計算した延滞利息を徴収することができる。

(実施細目)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

- 様式 1 修学資金貸付申請書
- 様式 2 推薦状
- 様式 3 誓約書
- 様式 4 振込口座依頼書
- 様式 5 休学等届
- 様式 6 修学資金借用証書
- 様式 7 修学資金返還明細書
- 様式 8 修学資金返還免除申請書
- 様式 9 修学資金返還猶予申請書
- 様式 10 業務従事届